

## 留萌市新規漁業就業者支援事業実施要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、留萌市に住民票を有し留萌市の区域内において新たに漁業を営み、本市の漁業振興に寄与する者に対し、必要な支援を行い、新規漁業就業者の招致促進を図り、もって本市漁業の振興と地域活性化に寄与することを目的とする。

### (新規漁業就業者の定義)

第2条 この要綱で「新規漁業就業者」とは、次の各号に該当する者をいう。

- (1) 心身ともに健康で、漁業への着業、独立しようとする意欲が高く、本市漁業の担い手として定住意思のある者で、原則として年齢が概ね18歳以上45歳未満の者
- (2) 漁船を使用しての経営計画を有する者
- (3) 新星マリン漁業協同組合の組合員若しくは組合加入予定である者
- (4) 前各号に満たない者で、特に市長が認めたもの

### (新規漁業就業予定者の承認)

第3条 新規漁業就業予定者として、自立して漁業経営するまでの間、漁業研修等により漁業技術、漁家生活及び地域との連帯等について習得しようとする者は、留萌市新規漁業就業予定者承認登録申請書（別記様式第1号。以下「承認登録申請書」という。）により、新星マリン漁業協同組合を経由し、市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、前項の承認登録申請書を受理したときは、承認の可否について審査し、承認したときは新規漁業就業予定者承認通知書（別記様式第2号）により、新星マリン漁業協同組合を経由し申請者に通知するものとする。

### (漁業研修資格取得支援助成)

第4条 市長は、前条の規定により新規漁業就業予定者として承認した者に対して、漁業研修のための支援として必要な各種免許取得、各種講習会、研修会等の参加費用その他特に必要と認める費用の1/2以内を助成金として交付する。ただし、助成金の限度額は300千円とし、1回限りとする。また、国、北海道等が実施している新規漁業就業者対策事業等、同種の助成を受けることができる場合は、当該助成金は交付しない。

- 2 前項の規定により助成金の交付を受けようとする者は、助成金交付申請書（別記様式第3号）、交付申請額算出調書（別記様式第4号）及び同意書（別記様式第5号）を新星マリン漁業協同組合を経由し、市長に提出しなければならない。

3 市長は、前項の規定により申請書を受理したときは速やかに内容を審査し、必要に応じて行う実地検査等により交付の可否を判断し、交付決定をしたときは助成金交付決定通知書（別記様式第6号）を新星マリン漁業協同組合を經由し、申請者に通知するものとする。

（技術習得支援助成）

第5条 市長は、前条の規定により新規漁業就業予定者として承認した者を国、北海道等が実施する技術習得研修終了後、引き続き技術習得者として受け入れる漁家等に対し、原則2年間、技術習得者1人につき日額3,000円を助成金として交付する。

2 前項の規定により助成金の交付を受けようとする者は、助成金交付申請書（別記様式第3号）、交付申請額算出調書（別記様式第4号）及び同意書（別記様式第5号）を新星マリン漁業協同組合を經由し、市長に提出しなければならない。

3 市長は、前項の規定により申請書を受理したときは速やかに内容を審査し、必要に応じて行う実地検査等により交付の要旨を判断し、交付決定をしたときは助成金交付決定通知書（別記様式第6号）を新星マリン漁業協同組合を經由し、申請者に通知するものとする。

（新規漁業就業者の認定等）

第6条 新規漁業就業者の認定を受け漁業経営を始めようとする者は、留萌市新規漁業就業者認定申請書（別記様式第7号。以下「認定申請書」という。）に、就業計画書（別記様式第8号）を添付し、新星マリン漁業協同組合を經由し、市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の認定申請書を受理したときは、その可否について審査し、認定したときは新規漁業就業者認定通知書（別記様式第9号）を、新星マリン漁業協同組合を經由し申請者に通知するものとする。

（新規漁業就業者に対する支援措置）

第7条 市長は、前条の規定により新規漁業就業者として認定した者に対し、次の各号に定めるところにより助成金を交付する。ただし、国、北海道等が実施している新規漁業就業者対策事業等、同種の助成金を受けることができる場合は、当該助成金は交付しない。

(1) 漁業近代化資金を借入れて船舶、漁具、機材などの設備を導入する場合、その借入れに対する自己負担金の2分の1以内を助成金として交付する。ただし、助成金の限度額は3,000千円とし、助成対象期間は就業後5年以内で、1回限りとする。

(2) 市内において借家に住む場合、就業期間において通算3年間、家賃の2分の1について月額27,000円を上限として、また、留萌市営住宅管理条例第2条第1項第1号または留萌市営改良住宅管理条例第2条第1項第2項に規定する住宅に住む場合、月額家賃全額の助成金を交付する。(ただし、敷金、礼金、保証金等の賃貸借契約に要する経費及び管理費、駐車場使用料、光熱水費を除く。)ただし、前年の総所得額が3,500千円を超える場合は、当該助成金を交付しない。

(3) 経営自立安定支援対策として新規漁業就業者に対し、1人あたり年間1,500千円を限度に助成金として交付する。助成対象期間は就業後5年間以内で、交付額については、就業開始初年度は、交付期間1年につき1人あたり1,500千円を給付し、就業開始2年目以降は、交付期間1年につき1人あたり3,500千円から前年の総所得(漁業就業開始後の所得に限り、交付金を除く。以下同じ。)を減じた額に3/5を乗じて得た額(1円未満は切捨て)を交付する。ただし、前年の総所得が1,000千円未満の場合は1,500千円を交付する。

2 前項の規定により助成金の交付を受けようとする者は、助成金交付申請書(別記様式第3号)、交付申請額算出調書(別記様式第4号)及び同意書(別記様式第5号)を新星マリン漁業協同組合を経由し、市長に提出しなければならない。

3 市長は、前項の規定により申請書を受理したときは速やかに内容を審査し、必要に応じて行う実地検査等により交付の可否を判断し、交付決定をしたときは助成金交付決定通知書(別記様式第6号)を新星マリン漁業協同組合を経由し、申請者に通知するものとする。

(報告)

第8条 前条の規定により助成金の交付の決定を受けた新規漁業就業者は、当該助成金の交付を受けた年度から5年間、新規漁業就業活動報告書(別記様式第10号)により、毎年度末までに市長に提出しなければならない。

(助成金の返還又は減額)

第9条 助成金の交付を受け、又は受けようとする者が次の各号のいずれかに該当するときは、助成金を交付せず、又は減額し、若しくは全部または一部を返還させることができる。

(1) 漁業施設等を第1条の目的以外の用途に供したとき。

(2) 漁業を廃止し又は休業したとき。

(3) 市税等を滞納したとき。

(4) 不正行為により助成金の交付を受けたとき。

(5) その他市長が不相当と認めたとき。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

留萌市新規漁業就業予定者承認登録申請書

留萌市長 様

申請者  
住 所  
氏 名

留萌市新規漁業就業者支援事業実施要綱第3条第1項の規定に基づき新規漁業就業予定者承認登録を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

記

- 1 添付書類
  - 履歴書
  - 住民票
  - 新星マリン漁業協同組合からの推薦書
  - 漁業研修等希望調書

年 月 日

漁業研修等希望調書

留萌市長 様

住 所  
〔申請者〕氏 名 印  
電話番号  
(生年月日 年 月 日 歳)

本計画の内容を含め、本事業に係る交付対象者の情報は関係機関において共有されることに同意します。

1 漁業を始めようと思った理由

--

2 就業時に係る計画

就業希望地	港	就業予定時期	年 月
就業形態	<input type="checkbox"/> 新たに経営を開始 <input type="checkbox"/> 親元就業 ( <input type="checkbox"/> 経営を継承 ( <input type="checkbox"/> 全体を継承 <input type="checkbox"/> 一部を継承 ) ) <input type="checkbox"/> 新たな部門を設立 <input type="checkbox"/> 雇用就業		
船舶購入予定	時期： 年 月 方法： <input type="checkbox"/> 新造船 <input type="checkbox"/> 中古船 <input type="checkbox"/> 譲渡・相続 <input type="checkbox"/> その他		
漁業種類	____ 漁業、 ____ 漁業、 ____ 漁業 ____ 漁業、 ____ 漁業、 ____ 漁業 ____ 漁業、 ____ 漁業、 ____ 漁業		

3 将来の就業ビジョン（操業サイクルや出荷方法などを記載）

--

4 計画を達成するための研修

①研修内容等

名 称		所 在 地	
研修内容		研修期間	年 月 日～ 年 月 日

②交付期間

年 月 日 ～ 年 月 日
---------------

5 その他

勤務の雇用契約の締結	<input type="checkbox"/> 締結している <input type="checkbox"/> 締結していない
生活費の確保を目的とした国による 他の事業の交付	<input type="checkbox"/> 交付されている <input type="checkbox"/> 交付されていない

添付資料

研修実施計画（先進漁家等で研修を受ける場合は添付し、北海道立漁業研修所等教育機関で研修を受ける場合は、受講する研修のカリキュラム及び入学が認められていることを証する書類を添付）

誓約書

漁業研修に関する確認書（教育機関等で研修を受ける場合は不要）

別記様式第2号（第3条関係）

年 月 日

新規漁業就業予定者承認通知書

様

留萌市長

年 月 日に承認登録申請のあった新規漁業就業予定者について、申請書どおり承認したので、留萌市新規漁業就業者支援事業実施要綱第3条第2項の規定に基づき通知します。

年 月 日

助成金交付申請書

留萌市長 様

申請者

住 所

氏 名

印

事業名 留萌市新規漁業就業者支援事業

上記の事業に関し、次のとおり助成金の交付を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

記

1 助成金の種類

- (1) 漁業研修資格取得支援助成（支出明細書等添付）
- (2) 技術習得支援助成（日報及び実習実績書添付）
- (3) 設備導入支援助成（漁業近代化資金借入申込書、事業計画書、貸付実行通知書添付）
- (4) 住宅支援助成（入居契約書等添付）
- (5) 経営自立安定支援助成（就業計画書添付）

2 助成金交付申請額

一 金 \_\_\_\_\_ 円

3 振込口座番号 金融機関名  
口座番号

## 別記様式第4号（第4条、第5条、第7条関係）

## 交付申請額算出調書

区 分	交付対象経費	交付申請額
漁業研修資格取得支援助成	円	円
技術習得支援助成	円	円
設備導入支援助成	円	円
住宅支援助成	円	円
経営自立安定支援助成	円	円
合 計	円	円

別記様式第5号（第4条、第5条、第7条関係）

同 意 書

私は、留萌市新規漁業就業者支援事業助成金交付申請にあたり、留萌市が保有する税情報等、私に関する個人情報について調査することに同意します。

年 月 日

留萌市長 様

申請者  
住 所  
氏 名

印

年 月 日

助成金交付決定通知書

様

留萌市長

年 月 日申請の留萌市新規漁業就業者支援事業に係る助成金の交付について別添指令書のとおり決定したので、留萌市新規漁業就業者支援事業実施要綱第 条第項の規定に基づき通知します。

住 所 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_

年 月 日申請の留萌市新規漁業就業者支援事業に対し、金 円  
を交付します。

ただし、次のとおり条件を付しますので、ご了承ください。

年 月 日

留 萌 市 長

記

- 1 この助成金の交付の対象となる事業及び経費並びに補助金の額は、次のとおり  
です。

交付対象事業	区 分	交付対象経費	交付金額
留萌市新規漁業 就業者支援事業	漁業研修資格取得支援助成	円	円
	技術習得支援助成	円	円
	設備導入支援助成	円	円
	住宅支援助成	円	円
	経営自立安定支援助成	円	円
合 計		円	円

- 2 この助成金の交付決定内容及び付された条件に不服があるときは、この通知を  
受領した日から14日以内に文書をもって申請を取り下げることができる。

- 3 この交付金は、会計年度中に交付する。ただし、事業を遂行するため必要と  
認めるときは、完了前に交付金の全部又は一部を交付することがある。

- 4 この交付金は、交付目的以外の経費に使用しないこと。交付事業の内容を変更、

経費の配分の変更、中止のときは市長の承認を受けること。また、この交付事業が予定の期間内に完了しない場合は報告すること。

5 交付事業に関する帳簿及び書類を備え、これを整理して当該事業の完了の属する年度の翌年度から5年間保管すること。

6 上記に定めのない事項については、留萌市新規漁業就業者支援事業実施要綱を順守すること。

留萌市新規漁業就業者認定申請書

留萌市長 様

申請者  
住 所  
氏 名

留萌市新規漁業就業者支援事業実施要綱第6条第1項の規定に基づき、新規漁業就業者認定を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

記

- 1 添付書類  
就業計画書（別記様式第8号）

別記様式第8号（第6条関係）

就 業 計 画 書

住 所	
ふりがな 氏 名	
生年月日 (年齢)	年 月 日 ( 歳)
出身地	都・道・府・県 市・区・町・村
出身別	漁家（新規学卒・Uターン）、非漁家

1 就業時における漁家経営又は漁業従事の態様に関する目標

(1) 将来の漁業経営又は漁業従事の態様の構想

--

(2) 就業時における目標

就業予定地	港	就業時期	年	月
就業・経営 形 態				
漁業種類	_____ 漁業、 _____ 漁業、 _____ 漁業			
漁業所得目標	万円/年			
漁業労働力	氏名	年齢	続柄	年間漁業従事日数

## 2 過去の他産業従事経験（知識及び技能に関する事項）

### (1) 経歴

区 分	経 歴 1	経 歴 2
職務（従事）内容		
職務（従事）期間	年 月 ～ 年 月	年 月 ～ 年 月
勤務機関（法人）名		
上記の住所		
退職（予定）年月日		
資 格 等		

### (2) 知識及び技能の内容

--

## 3 1の目標を達成するために必要な漁業の技術又は経営方法を実地に習得するための研修その他の就業の準備に関する事項

### (1) 過去の漁業教育・研修経験

学校教育 施設研修	学校・研修先の名称	所在地	教育・研修期間
			年 月 ～ 年 月
	教育・研修内容		
漁家等 実務研修	学校・研修先の名称	所在地	教育・研修期間
			年 月 ～ 年 月
	研修内容		

(2) 都道府県漁業研修所または国立水産大学校等における研修教育計画

名 称		所 在 地	
専 攻		研修教育期 間	年 月 ~ 年 月
研修教育 内 容			

(3) 漁家等における実務研修計画

研修先名称		所 在 地	
漁 業 種 類		研 修 期 間	年 月 ~ 年 月
研 修 内 容			

(4) 就業準備計画

年 月	就業準備の方法	内 容

4 1の目標を達成するために必要な施設の設置、機械の購入その他の就業時において取るべき措置に関する事項

(1) 経営開始のための事業計画

事業内容	規模・構造等	実施時期	事業費	資金名

--	--	--	--	--

(2) 資金調達計画

区分	資金名	借入期間	借入額	借入条件
就業研修		年 月 ~ 年 月	万円	
就業準備		年 月	万円	
経営開始		年 月	万円	
		年 月		
		年 月		

5 その他就業関連事項

(1) 研修を兼ねた漁業関連事業等従事計画

(青年が研修終了後引き続き漁業関連事業等に従事する場合に記入)

従事予定の漁業関連事業等	
漁業関連事業等従事で習得しようとする技術等	
漁業関連事業等従事の期間	年 月 ~ 年 月

(2) その他

--

添付資料

別添 1 誓約書

## 記載上の留意事項

- 1 1の「(1) 将来の漁業経営又は漁業従事の態様の構想」は、就業に必要な漁業技術等の習得、就業時における漁業経営の目標等の位置付けや必要性が明らかになるよう、就業計画作成時において構想している自らの将来の漁業経営を記載する。
- 2 1の「(2) 就業時における目標」では、
  - ア 就業予定地については、漁船の船籍港を記入する。
  - イ 就業・経営形態については、自営による個人経営、親の経営とは別の部門経営、親の経営の後継等について記載する。
  - ウ 「漁業種類」の欄以下の欄については、経営開始後おおむね5年間に達成すべき漁業経営の目標について記載する。
  - エ 漁業労働力については、申請者本人については必ず記載することとし、その他の従事者については、参考として記載する。
- 3 2の「(1) 経歴」は過去のお他産業従事経歴を記載する。また、「資格等」はその証明書の写しを添付する。
- 4 2の「(2) 知識及び技能の内容」は、(1)の経歴に掲げた職務を通じて得た知識及び技能で漁業経営に活用できるものについて記載する。
- 5 3の「(1) 過去の漁業教育・研修経歴」では、
  - ア 学校教育・施設研修については、水産高校、漁業者研修教育施設（都道府県漁業研修所）民間研修教育施設等における教育・研修を記載する。
  - イ 漁家等実務研修の研修先の名称については、漁家氏名等とともに、その研修先の紹介機関（例：地区水産技術普及指導所等）があれば、併せて記載する。
- 6 3の「(2) 都道府県漁業研修所または国立水産大学校等における研修教育計画」では、名称は〇〇県漁業研修所等の具体的な名称を記載する。また、研修教育内容は、研修しようとする科目、技術、経営等を具体的に記載する。
- 7 3の「(3) 漁家等における実務研修計画」でが、上記の5のイと同様に記載する。

8 3の「(4) 就業準備計画」については、就業先調査、資格取得、就業地への転居等の別にそれぞれ内容を記載する。

9 4の「(1) 経営開始のための事業計画」では、船舶・施設の導入、機器・漁具の購入等について、内容を記載する。

10 4の「(2) 資金調達計画」では、漁業近代化資金等制度資金を活用する場合に記載する。

11 5の「(1) 研修を兼ねた漁業関連事業等従事計画」は、青年が都道府県漁業研修所等や先進漁家等での研修終了後、引き続き研修を兼ねて漁業関連の試験研究又は事務等に従事する場合に記載することとし、「関連事業従事で習得しようとする技術等」は、漁業関連事業等従事によって得ようとする技術、経営方法等を記載すること。

12 5の「(2) その他」では、関係団体による漁業就業支援活動の活用等について記載する。

年 月 日

新規漁業就業者認定通知書

様

留萌市長

年 月 日に認定申請のあった新規漁業就業者について、申請書ど  
おり認定したので、留萌市新規漁業就業者支援事業実施要綱第6条第2項の規定に  
基づき通知します。

新規漁業就業活動報告書

留萌市長 様

申請者  
住 所  
氏 名

留萌市新規漁業就業者支援事業実施要綱第8条の規定に基づき、漁業就業活動について報告します。

1. 営漁実績報告

漁業種類	漁獲数量（トン）	漁獲金額（千円）
合 計		